令和８年11月25日（水）
津島市市民生活部生活環境課（前田、犬飼）
電話番号 0567-55-9368（ダイヤルイン）

# スクラップヤードに関する情報の共有を義務化
## ～地域における紛争予防の仕組みを拡充します～

＜議案52号　津島市廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例の一部改正について＞

スクラップヤードの設置等に係る計画の**事前協議、関係地域における説明会の開催等の手続を義務付け**、スクラップヤードに関する情報を**地域と共有する**ことによって、地域における**紛争の予防**を図ります。

### １　改正の背景

使用済金属やプラスチック物品の**不適正な保管や処理**に起因する**環境汚染の未然防止**のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、スクラップヤード業に許可制が導入され、その**再生及び保管の基準の遵守が義務付け**られたことによるものです。

### ２　施行予定日

・産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日（令和８年６月19日）から２年６月を超えない範囲内において政令で定める日）
・一部改正法の施行前にスクラップヤードに係る知事の許可申請を行う場合にも、これらの仕組みが適用されることとなります。

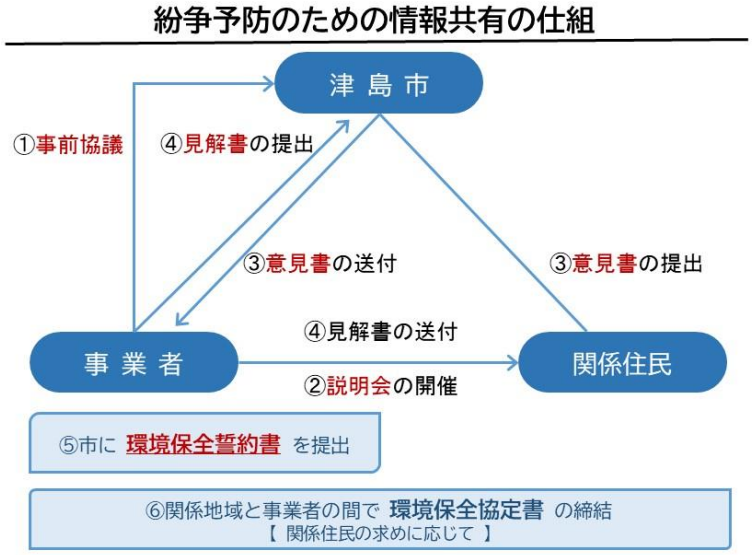


［用語］スクラップヤード：使用済金属・プラスチック物品の保管及び再生を行う事業の用に供する事業場